

(3) 歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上手法の検討

本章では、(2)の整理結果を踏まえて歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上のため、スキームを検討するとともに、普及啓発資料、指針等を作成している。

1) 歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上のためのスキーム検討

本項では、歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上のためのスキームを検討し、このスキームに基づいて政策イメージを作成している。

① スキームの検討

【背景】

【文化財等を活かしたまちづくり・地域づくりの必要性】

○文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（平成19年10月30日）

～文化財の周辺環境の保護の観点等の提言～

- ・「保護対象となる文化財の周辺環境については、文化財を核とした文化的な空間を形成し、核となる文化財の魅力を高める領域であるとの意味付けを行い、文化財と一体的に保護・整備を行うことが必要」

○社会資本整備審議会 今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか。（答申）（平成20年2月19日）

- ・古都保存法の対象とならない都市であって、我が国にとって国民共有の資産たりうる歴史的文化的資産が集積している都市については、古都保存行政の理念の全国展開の対象とするべき

【課題】

- 歴史的資産の多くが市街地に存在。制度的対応のない資産は急速に減少
- 歴史的資産及び一体となった歴史的環境を将来にわたって継承し、都市全体の資産として活かされる取組みが都市行政として重要
- 歴史的な風土は認識されにくく、生活様式の変化等により歴史的な風土の消失も発生し、地域の自助努力による取組みにも限界
- 歴史的資産・風土の保全・活用を軸にしたまちづくりへの展開が求められている 等

【基本的スキーム】

- 全国に存在する文化財等の歴史的に重要な資産を核に、歴史的風致を保全・活用し、これらを活かしたまちづくり・地域づくりが推進されるよう、『文化財行政』と『まちづくり行政』が一体となった総合的な支援措置を構築
- 市町村が作成する歴史的風致の維持・向上を目指した保全・活用計画に対し、国として地域づくりを支援

図-26 基本スキーム

文化財指定や世界文化財遺産登録のスキームを参考に、歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上のためのスキームを検討した結果を図-27に示す。

【歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上のためのスキーム】

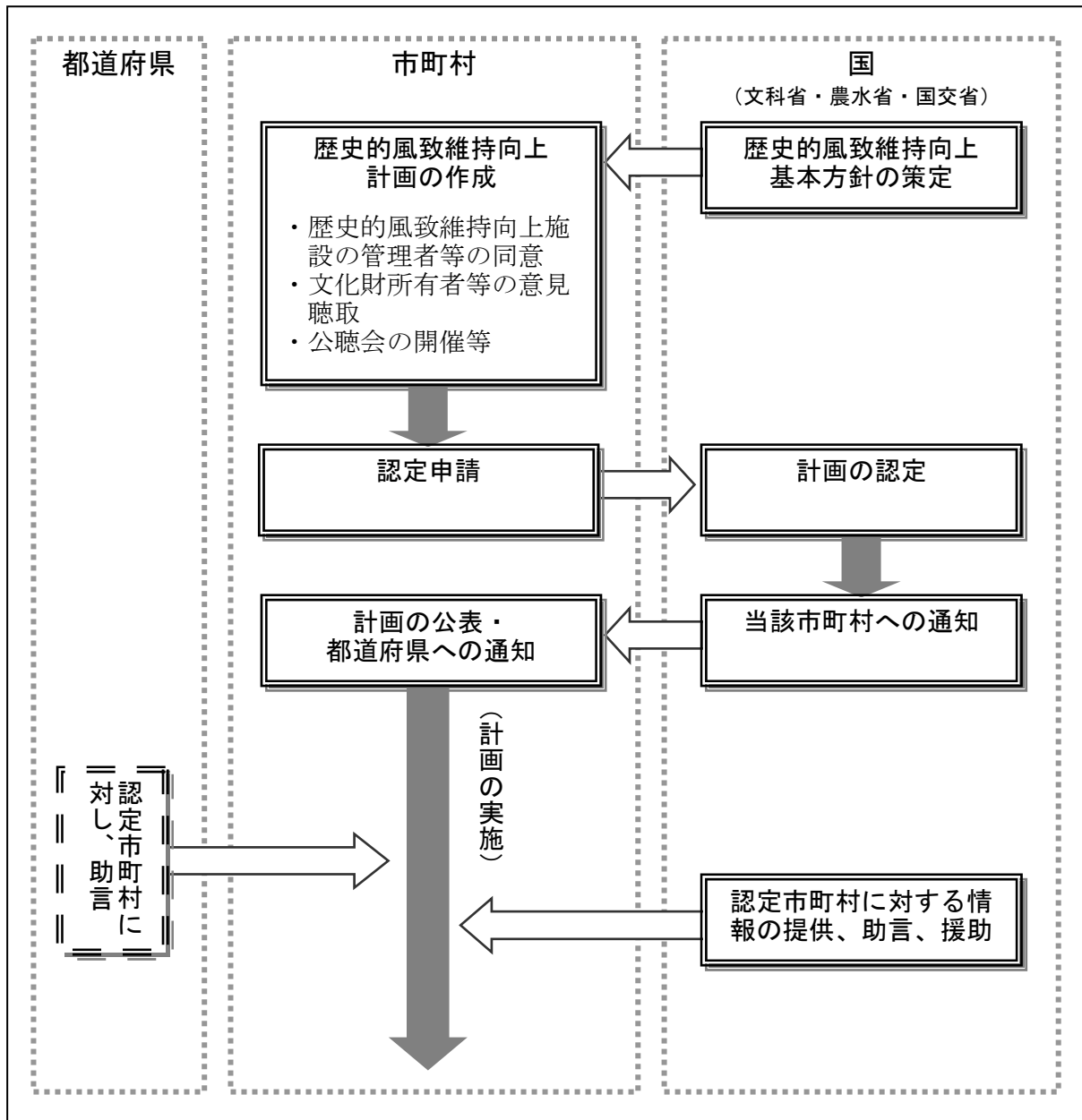


図-27 歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上のためのスキーム

② 政策のイメージ

国指定文化財を核にまちづくりに取り組んでいる都市を選定し、政策のスキームに合わせて歴史的風致の維持及び向上を図る都市のイメージ（政策イメージ）を図-28の書式（参考例）で作成した。なお、作成した政策のイメージは別冊の資料編に掲載している。

歴史的風致の維持及び向上のイメージ（石川県 金沢市）

・歴史的価値の高い国民共有の資産
・これらとともに営まれる生活
が、地域固有の歴史的な風情や情緒（歴史的風致）を形成

歴史的風致を著しく損なう事例が多く発生



歴史的な町並みの背景に見えるビル



相続等に伴う町家の滅失

まちづくり行政(国土交通省)と文化財行政(文化庁)が連携し、市町村の取組を総合的に支援



重要伝統的建造物群保存地区
全域：計画検討区域

赤枠：国が指定した文化財
青枠：特定歴史的風致形成建造物
黄枠：地域活動等

地域住民のよりどころとなる伝統的行事「金沢百万石まつり」大正12年から始まった、前田利家公の偉業をしのんで開催される祭り

図-28 政策イメージ（参考例）

2) 歴史的資産及び歴史的風致の維持・向上に関する普及啓発資料及び事例集の作成

本項では、上記の検討結果を踏まえて国土交通省で策定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案」について、普及啓発資料としてパンフレット、プレゼンテーション資料、及びホームページに掲載するためのコンテンツを作成するとともに、関連法規等をまとめた資料編及び全国の歴史的資産の整備、保全、景観阻害・滅失事例をとりまとめた事例集を作成している。

なお、資料編及び事例集については別冊版として作成している。

① パンフレット

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案」の普及啓発資料として、パンフレットを企画・作成した。

ア) パンフレットの配布対象及び目的

パンフレットは、市町村を対象に配布するもので、法の趣旨・概要をわかりやすく伝えることを目的にしている。

イ) パンフレットの構成

- A4版見開き、表紙（1 p）、裏表紙（8 p）含み全8ページ構成
- 2, 3 pは、歴史的風致が失われる現状、法制定の背景を記載
- 4, 5 pは、上に法律の基本的な仕組みや法律の概要を記載
- 6, 7 pは、事業制度の概要を記載

ウ) パンフレット原稿

次ページ以降に示す。



歴史まちづくり法制定の背景

(正式名称「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」)

我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。

「歴史まちづくり法」は、このような良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させ後世に継承するために制定されました。

歴史的風致が失われる現状

維持管理に多くの費用と手間がかかること、所有者の高齢化や人口減少による担い手の不足等により、全国各地で町家等の歴史的な建造物が急速に滅失し、良好な歴史的風致が失われつつあります。



景観にそぐわない近代化的ビルが建設され、歴史的風致が損なわれている。



町家が壊され、空き地が目立ち歴史的風致が損なわれている。

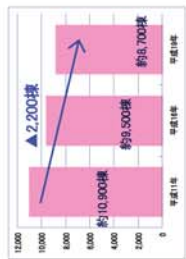


図1 金沢市のまちなかの例

8年間に、約2,200棟(全体の20%)の歴史的建造物が失われている。
※出典：金沢市資産税課 (H19)



図2 堺市旧城下町地区の例

6年間に170棟(約10.6%)の歴史的建造物が失われ、その他伝統要素(欄・垣等)では、365件(約10%)が失われている。
※出典：九州大学大学院芸術工学研究院環境計画部門 (H16)



図3 台東区の例

13年間に、1,688棟(約31.3%)の住宅・店舗兼住宅などの職前の住まいが失われている。
※出典：東京芸術大学・台東区 (H14)

歴史的風致とは・・・

地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義(法第1条)されており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。



地元で「うたつの上がる町並み」と呼ばれている、国の重要伝統的建造物保存地区において、江戸時代起源を持つ市指定無形民俗文化財である「東瀬まつり」の花みこし等の行事が継続的に実施され、良好な歴史的風致を形成している。(岐阜県美濃市)

法制定の背景

我が国の歴史的なまちなみの保全等については、古都保存法、文化財保護法、景観法、都市計画法などに基づく制度があります。

- しかしながら、
 - ・古都保存法はその保存対象を京都、奈良、鎌倉等の古都の周辺における自然的環境に限定していること
 - ・文化財保護法は文化財の保存・活用を図るためのものであり、文化財の周辺環境の整備を直接の目的としていないこと
 - ・景観法や都市計画法は視覚環境を整備しており、歴史的な建造物の復原などの歴史的な資産を活用したまちづくりへの積極的な支援措置がないこと
- とといった限界がありました。

そこで、全国の市町村を対象に、歴史的な資産を活用したまちづくりの実施に携わる「まちづくり行政」と「文化財行政」の連携により、「歴史的風致」を後世に継承するまちづくりを進めようとする取組を国が支援するための新たな制度として、文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省の共管の法律である「歴史まちづくり法」が制定されました。



古都保存法により良好に保存される自然的環境(神楽川(東鎌倉市))



文化財保護法により保護される国宝の天守(愛知県犬山市)



景観計画により守られている歴史的なまちなみ(福井県大野市)

関連の審議会の報告など

国土交通省、文化庁の審議会などにおいて、歴史的風致の保存、継承や、核となる文化財の周辺部分の保存活用のための新たな制度の必要性が求められるとともに、保存活用する地方公共団体の取組に対する国の支援の必要性が述べられています。

社会資本整備審議会答申 今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか(平成20年2月)

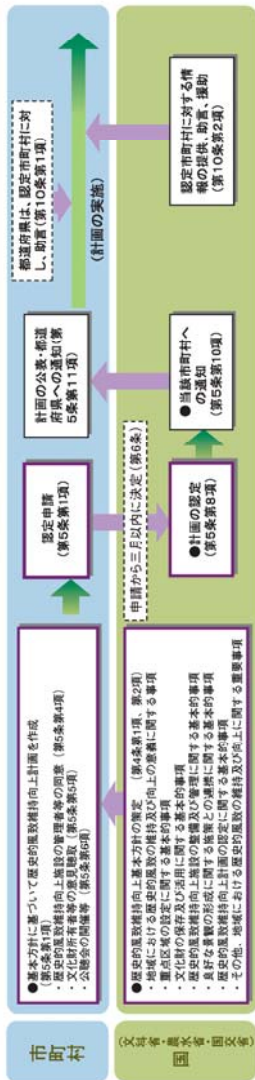
国は、現存する歴史的風致の保存・継承、及び消失するおそれのある歴史的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進するため、新たな支援措置または既存制度の特例措置を講ずる制度の枠組みを構築するべきである。

文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月)

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体が中心となった取組を、国が支援する具体的な仕組みが必要である。

法律の概要 ~市町村の計画を国が認定します~

制度のながれ



イメージ図



- 【歴史まちづくりを進める重点区域】**
城郭建築を中心とした重点区域
古墳群、神社仏閣を中心とした重点区域
古墳群(史跡)
- 【歴史まちづくりを進める重点区域】**
伝統的な集落を中心とした重点区域
伝統的な集落(重要伝統的建造物群保存地区)
- 【重点区域】** (第2条第2項)
次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な土地の区域です。
●重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建築物の用に供される土地
●重要伝統的建造物群保存地区内の土地
- 【文化財保護法の規定による事務の特例】** (第24条)
重要文化財等に関する文化庁長官の権限に関する事務のうち、現状変更の許可等に関するものが一部を認定市町村の教育委員会が行うことができます。
- 【農用地域内の開発行為の特例】** (第23条)
農業用排水路の埋設を行うにあたり、施設が歴史的風致の維持・向上に支障がある場合には、許可できないこととします。
- 【路外駐車場についての特例】** (第26条)
都市公園の地下を活用した路外駐車場の占用許可の手續きを簡素化します。

【歴史的風致維持向上地区計画】 (第31条等)
伝統工芸品の販売店や、兼土料理店とふさわしい用途の建築物等の立地が可能となる地区計画制度です。



【歴史的風致維持向上支援法人】 (第34条)
市町村は、旧皇室の特権的な利用を支援するNPO法人や一般社団法人、財団法人等を歴史的風致維持向上支援法人に指定することができます。支援法人は、歴史的風致維持向上施設に係る前報提供や整備事業への参加、関連する土地の取得・管理、歴史的風致形成建築物に関する助言等の業務を行うことができます。また、農業用排水施設の管理も可能となります。

【開発許可の特例】 (第28条)
歴史的風致維持向上計画に定められた市街化調整区域内における開発に係る歴史的風致維持向上計画の施行に当たっては、開発許可を行う際に立地基準に係る審査を省略できます。

【屋外広告物法の特例】 (附則第4条)
都道府県の屋外広告物法に基づき条例制定に関する事務について、認定市町村が実施することができます。

屋外広告物群集の指定等による屋外広告物の表示の規制イメージ

事業の概要 ～認定計画に基づく事業を支援します～

◆都市公園事業

古墳、城跡、旧宅等の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上または学術上価値の高いものが補助対象施設となります。

公園管理者以外の地方公共団体及び歴史的風致維持向上支援法人に対しても支援します。

都市公園内の城址等の復原

◆街なみ環境整備事業

重点地区または街づくり協会において、協賛会活動、建物の修繕、地区公共施設等に支障を及ぼす、総合的に支援します。

歴史的風致形成建築物等については、買取、復原等についても支援します。

歴史まちづくりを重点的に進める区域 (重点区域)

◆歴史的環境形成総合支援事業

歴史的風致形成建築物について、復原・修繕等を支援します。

市内のハード整備や当該建築物に関連した伝統行事の開催等のソフト事業について、総合的に支援します。

重点区域内の通過交通を排除するためのバイパス

◆農村振興総合整備事業、田園整備事業、地域用水環境整備事業

歴史的風致維持向上計画に定めた農業用排水施設等の修復（更新）等は、次の事業により支援します。

市街地の周辺において歴史的風致の形成に寄与している農業用水路の整備・管理

まちなかの中で歴史的風致の形成に寄与している農業用水路の整備・管理

農業用排水路

◆都市再生区画整理事業

認定計画に基づく土地区画整理事業地区を重点地区として支援します。

あわせて、歴史的な夜間建築物等の移転補助費を支援します。

歴史的資産を活かしたまちなか形成の促進

◆都市交通システム整備事業

重点区域内の過度な自動車交通の流入を抑制するために設けられるパークアンドライド駐車場などの整備を支援します。

パークアンドライド 駐車場の整備

◆まちづくり交付金

古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等の新たな基幹事業の追加により、市町村の創意工夫をより一層活かした取り組みを支援します。

電柱電線類移設等による魅力的なまちづくりの推進

◆景観形成総合支援事業

◆まちづくり計画策定担い手支援事業

(重点区域を対象に以下の事業も実施できます)

② プレゼンテーション資料

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案」（仮称）の説明会等に使用するプレゼンテーション資料を作成した。

